

あらたまツーリズム販売促進支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式 実施要領

1 目的

荒尾・玉名地域には、世界文化遺産である万田坑や日本遺産に認定された菊池川流域、伝統工芸品の小代焼等、歴史、文化、自然、温泉、食など豊富な観光資源に恵まれた地域である。これまで、これらの素材を活用した体験プログラムを造成し、モデルコースの検討やパンフレットの作成を行ってきたところであるが、旅行商品として一般市場に流通するには至っていない。

そこで、これらのモデルコースを基に、当地域でしか体験できないような付加価値の高いプログラム等をツーリズム商品として磨き上げ、流通事業者や観光客向けに情報発信し、営業活動、販売促進を行うことで、主に福岡や佐賀方面からの誘客も促進し、ひいては移住定住も見据えた県内外との交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2 業務名

あらたまツーリズム販売促進支援業務

3 業務内容

別添「あらたまツーリズム販売促進支援業務委託仕様書」のとおり。

4 選定及び契約方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(2) 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とし、予算の範囲内で契約を締結する。

5 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 2 月 15 日（水）まで

6 委託上限額

4,495,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

7 参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立をされた者。
- ③ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び荒玉管内市町と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (7) 当該法人の役員が次の各号のいずれにも該当するものでなく、かつ、次の②又は③に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。（以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - ④ 当該法人もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- (8) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ① 代表団体を選出し、応募に関する対応については代表団体が行うこと。
 - ② 申請については一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- (9) 過去 5 年間（平成 29 年度～令和 3 年度）に国又は都道府県及び市町村で同様の受託実績があること。

8 スケジュール（予定）

- 令和 4 年 7 月 20 日（水） 公募開始
- 令和 4 年 7 月 26 日（火） 質問受付期限
- 令和 4 年 7 月 29 日（金） 質問回答期限
- 令和 4 年 8 月 2 日（火） 参加表明書等提出期限
- 令和 4 年 8 月 9 日（火） 提案書等提出期限
- 令和 4 年 8 月中旬 プレゼンテーション・審査会

審査会実施後、速やかに 受託者決定・委託契約締結

9 質問書の提出について

募集要項や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 実施方法

質問は電子メールにて実施すること。送信に当たっては、表題を「あらたまツーリズム販売促進支援業務委託についての質疑」とすること。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行う。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 提出期限

令和4年7月26日（火）

(3) 提出先

「15 問合せ先及び書類提出先」記載の事務局まで提出すること。

(4) 質問への回答について

質問書に対する回答については、電子メールにて回答を行う。なお、回答については必要に応じて参加者全員に知らせる場合がある。

10 参加表明書の提出について

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②企画提案参加者の同種業務の実績（任意様式）
- ③会社概要及び業務実施体制調書（任意様式／パンフレットでも可）
- ④直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書（個人事業主の場合は不要）
- ⑤定款の写し（個人事業主の場合は不要）
- ⑥事業所の履歴事項全部証明書（発効後3か月以内のもの（写し可））
個人事業主の場合は住民票（発効後3か月以内のもの（写し可））
- ⑦納税証明書（消費税及び地方消費税並びに県税未納がないことの証明）
- ⑧熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（様式第2号）
- ⑨企業共同体的場合は、構成ごとに上記書類他、本業務に係る事業共同体的協定書の写し

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和4年8月2日（火）午後5時まで

(4) 提出先

「15 問合せ先及び書類提出先」記載の事務局まで持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は期限内必着とすること。

11 提案書の提出について

(1) 提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。なお、提案者名は提案書（様式第 3 号）以外には記入しないこと。サイズは原則 A4 版とし、クリップ止めとすること。（背表紙などテープ止めやファイリングをしないこと）

①提案書（様式第 3 号）

②概要・企画コンセプト

※提案する企画の概要を A4 版縦 1 枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

③企画内容

④管理運営計画を含むスケジュール

⑤本業務に携わるスタッフの役割

⑥その他特長

⑦参考見積（自社様式で可。ただし業務項目ごとの内訳を記載すること）

(2) 提出部数

正本 1 部 副本 10 部

(3) 提出期限

令和 4 年 8 月 9 日（火）午後 5 時まで

(4) 提出先

「15 問合せ先及び書類提出先」記載の事務局まで持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は期限内必着とすること。

12 書類審査の実施について

提案書の提出者数がおおむね 4 者を超える場合には、事務局により、参加表明書類の内容に基づく書類審査を実施する。

(1) 実施時期

令和 4 年 8 月上旬

(2) 審査方法

提案者名を開示せず、業務実績について審査する。

13 プレゼンテーション審査の実施について

(1) 開催日程等

①日時

令和 4 年 8 月中旬 ※詳細は別途連絡

②場所

玉名市内または荒尾市内 ※詳細は別途連絡

③プレゼンテーション時間

プレゼンテーション時間は 15 分以内とし、その後 10 分の質疑応答を行う。

(2) 審査方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、あらたまツーリズム協議会会員による審査を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者として採択する。

評価項目	評価基準	配点
業務実績	本業務と類似する業務実績をどの程度有しているか。	10点
実施体制	本業務を遂行するための体制を整え、十分な経験や能力を有する者を配置しているか。また、実現性が高いスケジュールが示されているか。	10点
専門技術力	業務の目的を理解した上で、仕様書に定める業務内容に対する確で独自性が高く、充実した提案が行われているか。 ① モニターツアーの実施 ② 商談会等用 PR 動画等の制作 ③ 情報発信及び広告宣伝等	80点 内訳： ① 40点 ② 20点 ③ 20点
合計点		100点

(3) 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。また、プレゼンテーションに参加した受託候補者以外の者に対しては、非選定決定通知を書面にて行う。

14 委託契約の締結

企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整い次第委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選考された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議の上契約を締結する場合がある。

15 その他

- (1) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。また、提出された提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため提出された提案書の写しを主催者が作成し使用することがある。
- (5) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者等とトラブルがないようにすること。
- (6) 次の事項に該当する場合は無効または失格となることがある。
 - ① 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ② 関係書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
 - ③ 関係書類に虚偽の内容が記載されているとき。

15 問合せ先及び書類提出先

あらたまツーリズム協議会（事務局：荒尾市産業振興課）

〒864-8686 荒尾市宮内出目 390

TEL : 0968-63-1421 FAX : 0968-63-1158

MAIL : kankou@city.arao.lg.jp